

働き盛り世代の健康的な食生活支援業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している、働き盛り世代の健康的な食生活支援業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、高塩分摂取がリスクとなる健康指標が悪い状況が続いており、喫緊の課題である。

特に、働き盛り世代の食行動の変容を促すことが重要であることから、適正体重や栄養バランスのとれた食生活の理解向上や食行動の変容・定着による健康指標の改善を目指すことを目的とする。

3 事業概要

(1) 主催者

福島県

(2) 基本的な考え方

- ・ターゲットは働き盛り世代（主に20～50歳代）とする。
- ・日常の食事内容の記録やアドバイス等を通して、対象者自身が減塩や食事の適量を理解し、取組終了後にも継続した実践を促す取組とする。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあつては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

(1) 共通事項

- ア 受託者は、事業の企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。
- エ その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

(2) 業務内容

事業のターゲットを働き盛り世代（主に20～50歳代）とし、対象者自身が減塩や食事の適量を理解し、継続した実践を促す取組とする。

ア 健康的な食行動の実践支援プログラムの提供

- (1) 2500名に対し、3ヶ月間、対象者個人が日常的に食事内容を記録し、評価・

アドバイスが受けられる食事管理アプリ等の提供。

(2) 健康的な食行動について学習する機会（セミナー等）の実施（9カ所・各1回以上）。なお、多くの対象者が受講等できるよう実施方法等を工夫すること。

イ 食事記録データの提供

取組後に食事記録データを全体及び実施事業所毎に集約し、県・実施事業所等へ情報提供する。

ウ 取組前後の評価

食事記録データの食塩摂取量や栄養バランス等について、取り組み前後の比較等により、全体及び実施事業所毎に評価を実施する。

エ 取組結果レポートの作成

上記イ・ウの内容を盛り込んだ県・実施事業所向けのレポート及び広報用資料を作成し、提出する。

オ その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的と思われる事業の実施

(3) その他、留意点

- ・ 事業目的を達成するため、ターゲットは働き盛り世代（主に20～50歳代）とし、健康に対する「無関心層」も手軽に楽しく参加できる事業を提案すること。
- ・ 事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・ 印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(4) 事業終了後の業務

- ・ 実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに提出すること。
- ・ 実績報告書には、事業内容、実績（利用者数、セミナー等参加者数、食事記録データの変化等の成果がわかる内容）、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。